

■英国：BEIS、従来型石炭火力全廃に関するコンサルテーションを発表

英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）は2016年11月9日、従来型石炭火力全廃に関するコンサルテーション・ペーパーを発表した。同書では、新設火力については（1）5万kW超の設備に対する年間排出量基準（EPS、排出原単位450g/kWh相当へと制限）、（2）30万kW以上の設備に対するCCS付設計画の提示・用地確保義務、の2種類の直接的な規制が設けられる一方、既設火力については、発電用燃料の使用量に掛かるCO₂排出税制度（CPS）を通じた間接的な規制にとどまるとしている。この現状を受け BEIS は、現時点～2024年までの石炭火力への規制の妥当性および2025年以降の石炭火力への規制強化に向けた具体的アプローチについて、各利害関係者から意見を募ることとした。同コンサルテーションに対する意見集約は2017年2月1日まで実施される。